## 基幹型

#### 令和5年度多摩市基幹型地域包括支援センター 評価シート ★→多摩市指標 ☆→厚労省指標

- ※特に指定がない場合、10月31日時点での評価とする。(年度末時点で修正があれば、3月の地域包括支援センター運営協議会で修正する)
- ※実績があることが条件の評価指標に関しては、具体的な計画(日時、内容、参加者等)が決定している場合は指標の内容を満たしているものとする。

#### 1 組織·運営体制等

1-(1) 組織・運営体制

	No	指標	留意点	評価根拠	評価
☆	1	運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を 策定し、センターへ伝達しているか。	紙面等で策定されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
☆	2	年度ごとのセンターの事業計画策定に当たり、センター と協議を行っているか。	・協議の方法等は問わない。 ・協議の記録(協議内容に関する議事メモ等)が残されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
☆	3	センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供しているか。	・次の内容を紙及びデータ等で共有されている場合指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ①毎年9月1日時点で作成する高齢者見守りリスト ②担当圏域の高齢者人口 ③民生委員や地域のサロン運営者等地域の関係団体情報 ④地域の社会資源に関する情報 ⑤その他ニーズ把握に必要な情報		
*	4	「多摩市基幹型地域包括支援センター事業実施要綱」に基づいた職員の配置基準を満たしているか。	欠員となった時点から換算して3か月を超える期間配置基準を満たせていない場合は満たしていないものとして取り扱う。		
☆		センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。	・主催者、研修内容・時間数は問わない。 ・評価実施年度の4月末までにセンターに示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
☆	6	市町村の広報紙やホームページなどでセンターの周知 を行っているか。	少なくとも広報紙やホームページで周知を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		

## 1-(2) 個人情報の管理

	No	市町村指標	留意点	評価根拠	評価
	7	個人情報保護に関する市町村の取り扱い方針をセンターに示しているか。	データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
☆		J ICANO CONSAI .	ه کیلات		
	8	個人情報が漏えいした場合の対応など、センターが行 うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示し			
☆		アハマ個人間報味暖の対応について、ピンターへ指示しているか。	ג אוני.		
Ī	9	センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、	前年度に実績が無い場合、今年度速やかに指示・助言できる体制を整備している		
☆		対応策を指示・助言しているか。	場合には、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
L					

### 1-(3) 利用者満足度の向上

No	指標	留意点	評価根拠	評価
10	苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示してい	データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取		
	るか。	り扱う。		
11	センターが受けた介護サービスに関する相談について、	報告の仕組みや会議の開催の仕組み等を導入している場合に、指標の内容を満		
	センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組	たしているものとして取り扱う。		
	みを設けているか。			
	10	<ul><li>10 苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。</li><li>11 センターが受けた介護サービスに関する相談について、</li></ul>	10   苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	10 苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。 データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 り扱う。 11 センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組では組みや会議の開催の仕組み等を導入している場合に、指標の内容を満たしている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

# 2. 個別業務

2-(1) 総合相談支援業務

	No	指標	留意点	評価根拠	評価
	12	市町村レベルの関係団体(民生委員等)の会議	・関係団体とは民生委員・介護サービス事業者・高齢者の日常生活支援活動に		
			携わるボランティア等をさすが、そのうち少なくとも民生委員の会議に参加している場合にある。		
			合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 <ul><li>・民生委員の会議がない場合は、自治会等の会議に参加している場合に、指標の</li></ul>		
☆			・氏主安貝の云磯がない場合は、日元云寺の云磯に参加している場合に、 指標の 内容を満たしているものとして取り扱う。		
	13	センターにおける相談事例の分類方法を定めている	・相談内容の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。		
☆		か。	・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして		
W			取り扱う。		
ļ					
	14	1年間におけるセンターの相談件数を把握している	センターからの報告や地域包括支援センターシステム等で相談件数を把握できている。		
☆		か。	る場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
	15	センターからの相談事例に関する支援要請に対応した	・市町村とセンターが対応が困難な相談事例等への対処について、日頃から連携 体制を構築している場合に、指標の内容を満たしているものをして取り扱う。		
		か。	・対応実績があった場合のみ、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
			※対応例)センターだけでは対応が難しい相談事例等への支援方針の助言・指		
☆			導、同行訪問、地域ケア会議への参加など		
A					
ľ	16	センターが対応した家族介護者からの相談について、	センターからの報告や地域包括支援センターシステム等で相談件数を把握できてい		
☆		相談件数・相談内容を把握しているか。	る場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
•					
Į					

#### 2-(2) 権利擁護業務

	No	指標	留意点	評価根拠	評価
	17	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基	データまたは紙面で共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取		
☆		準をセンターと共有しているか。	り扱う。		
-					
	18	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例へ	対応の流れを明確にするためにフローチャート形式で整理するなど、データまたは紙		
$\stackrel{\wedge}{\simeq}$		の対応の流れを整理し、センターと共有しているか。	面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
-					
	19	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に	前年度に実績が無い場合、速やかに対応策が検討できる体制を整備している場		
		関する情報共有、議論及び報告等を行う会議におい	合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
$\stackrel{\wedge}{\simeq}$		て、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。			

#### 2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

	No	指標	留意点	評価根拠	評価
☆		地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように、センター職員を対象とした研修会を開催しているか。			
☆		介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。	・介護支援専門員のニーズに基づいた関係者との意見交換の場を通じ、顔の見える関係の有無を問うものであり、在宅医療・介護連携推進事業等の枠組みで実施するものでも構わない。 ・都道府県主催のものも対象とする。 ・ただし、地域ケア会議は含まない。		
☆		センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	相談内容の「整理・分類」と「経年的件数把握」を行っている場合(市町村においては全センターで行っている場合)に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、経年的とは概ね3年程度とする。		
*	23	運営の実態に合わせて、地域ケア会議の見直しを実施しているか。	必要に応じて地域ケア会議あり方検討委員会等を開催し、地域ケア会議の運営 について見直しを行っている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		

## 2-(4) 地域ケア会議

	No	指標	留意点	評価根拠	評価
☆		るか。	・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、その開催計画が策定され、データまたは紙面にて市町村からセンターに示されている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・地域ケア会議の5つの機能(①個別課題の解決②地域包括支援ネットワークの構築③地域課題の発見④地域づくり・資源開発⑤政策の形成)について、計画された会議ごとにいずれの機能を持つかが明示されており、かつ5つの機能全てが市町村における会議の体系全体の中に盛り込まれている必要がある。		
☆	25	地域の医療・介護・福祉等の関係者に、策定した地域ケア会議の開催計画を周知しているか。	<ul> <li>・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。</li> <li>・少なくとも地域ケア会議の構成員が所属する団体へ周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>		
☆		主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して、周知しているか。	<ul> <li>・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議のいずれについても周知している場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。</li> <li>・運営方法と地域ケア会議の連携について周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>		
☆	27	センター主催の個別事例について検討する地域ケア 会議に参加しているか。	にこにこ・らくらく・ぐっとらいふミーティングに必要に応じて参加している場合に満たしているものとして取り扱う。		

☆		地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	・地域ケア会議として位置づけられているものが対象 ・多職種から受けた助言等を生かし対応策を講じることとし、対応策とは具体的には以下のものをいう ・課題の明確化 ・長期・短期目標の確認 ・優先順位の確認 ・支援や対応及び支援者や対応者の確認 ・モニタリング方法の決定 等 ※1 確認とは見直しも含む。 ※2 「多職種」には、民生委員や自治会の役員等、医療・福祉専門職以外を含む。	
☆		センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の 取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主 催する地域ケア会議で対応しているか。	・個人情報の取扱方針を定め、データまたは紙面でセンターに示している場合に、 指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・個人情報の取扱方針に基づき対応している場合に、指標の内容を満たしている ものとして取り扱う。	
☆		地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共 有するための仕組みを講じているか。	議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	
☆		地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の 変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ 実行しているか。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
☆	32		<ul><li>・わがまちミーティングが年度中に開催され、参加している場合に満たしているものとして取り扱う。</li><li>・実績がない場合には満たしていないものとして取り扱う</li></ul>	
☆	33		地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、データまたは紙面で 検討事項をまとめたものを共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして 取り扱う。	
☆	34	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解 決するための政策を提言しているか。	・提言した政策が実施されたかは問わない。 ・地域課題解決のための会議を市町村が直接開催している場合、その会議が地域ケア会議の開催計画の中で明確に位置づけられていれば、「政策を市町村へ提言している」ものとみなす。	

### 2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

	No	指標	留意点	評価根拠	評価
☆	35	いるか。	基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの類型、実施の手順、具体的なツール(興味・関心チェックシート等)及び多職種の視点(地域ケア会議等)の活用について全て記載され、共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
☆		センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体のいずれに対して も情報提供を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
☆		介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の指針をセンターに対して明示しているか。	地域包括支援センター運営方針等で示している場合に指標の内容を満たしている ものとして取り扱う。		
☆	38	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握しているか。	月ごとの人員体制及び実施件数について、センターごとに把握している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		

### 3. 事業間連携(社会保障充実分事業)

Ī	No	指標	留意点	評価根拠	評価
☆	39	医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の 開催または開催支援を行っているか。	・在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。 ・医療・介護関係者の多職種連携が円滑に行えるよう対応策(講演会・勉強会等)を検討し、センターと情報共有を行っている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
☆			・多摩市高齢者在宅療養支援窓口の周知、在宅医療・介護連携推進協議会に おける取組や成果物等をセンターと共有している場合に指標の内容を満たしているも のとして取り扱う。		
☆		認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	・認知症初期集中支援事業の訪問支援対象者の情報(事例の経過や支援結果など)について、センターから認知症初期集中支援チーム員に情報提供した事例のほか、チーム員が直接得た情報についても、センターに情報提供され共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・連携の実績がない場合は満たしていないものとして取り扱う。		
☆		生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・ 調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕 組みづくりなどの支援を行っているか。	実績がある場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		

# 4. 認知症施策の推進

	No	指標	留意点	評価根拠	評価
	43	認知症ケアパス等、認知症の理解促進ためのツール	少なくとも一年に一回、認知症ケアパス等の内容について関係機関とともに見直し		
			を行い、関係機関等に提供している場合に指標の内容を満たしているものとして取り		
*			扱う。		
-	44	もの忘れ相談事業について、適切に事業を開始するこ	   事前に各関係機関や認知症地域支援推進員と調整し、適切に事業を開始でき		
		とができているか。また受診後のフォローについて認知症	ている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
		地域支援推進員と共有を図っているか。			
*					
	<u>45</u>	認知症地域支援推進員と連携し、地域課題の把握	少なくとも一月に一回、認知症地域支援推進員会議を開催し、情報共有がで		
		や施策の方向性について検討、共有を図っているか。	<u>きている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。</u>		
*					
	<u>46</u>	認知症施策について、現状の課題や今後の方針に	少なくとも年に二回認知症施策推進協議会を開催し、関係機関と情報共有で		
		-	きている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
*		<u>か。</u>			
L					